

次のように制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成30年3月13日

静岡県知事 川勝平太

- 1 入札執行者 静岡県知事 川勝平太
- 2 担当部局 〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25  
静岡県清水港管理局総務課  
電話番号 054-353-2201

### 3 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 清第90001号
- (2) 業務名 平成30年度 清水港 新興津埠頭 特高受変電所監視・保安管理業務委託
- (3) 業務場所 静岡県静岡市清水区興津清見寺町地内
- (4) 業務概要 清水港新興津埠頭の特高受変電所の監視業務
- (5) 業務期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

- (1) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格（営業種目4-10. 受変電設備）の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の審査付与数値が70点以上の者であること。  
（ただし、「障害者雇用企業登録者名簿」掲載者又は「静岡県次世代育成支援企業」認定企業は、審査付与数値に5点を加点するので、下記5の提出書類により申し出ること。）
- (4) 静岡市内に本社又は入札・契約等に関する事務の委任を受けた営業所を有する者であること。
- (5) 第1種又は第2種電気主任技術者を雇用し、当該業務に配置できる者であること。
- (6) (5)の技術者に加え、電気設備の管理実績を有し、受変電設備の操作を行う技能を有する者を雇用し、当該業務に配置できる者であること。
- (7) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでに

において同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利益等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(10) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

## 5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。申請書等の配布方法については、下記6を参照のこと。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### (1) 提出期間

平成30年3月13日(火)から平成30年3月20日(火)までの午前9時から午後5時まで。

### (2) 提出書類

次の書類を各2部(正本1部、副本1部)持参により提出のこと。郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 入札参加資格確認申請書(様式1号)

イ 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し(有効期間が平成30年8月31日までの通知書の写しを提出すること。審査付与数値が65点から69点までで、「障害者雇用企業登録者名簿」登載者又は「静岡県次世代育成支援企業」認定企業の場合は、静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書様式第2号営業概要書の写しを提出すること。)

ウ 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書様式第1号及び別紙(営業所別営業種目一覧表)の写し

エ 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書様式第2号営業概要書付表3(その1)の写し

オ 定形封筒(簡易書留料金を含む切手392円貼付け。入札参加資格確認通知書の送付用。)

### (3) 提出場所

上記2に同じ

### (4) 入札参加資格の確認及び通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成30年

3月22日（木）に郵送にて通知する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

6 入札参加資格確認申請書及び設計図書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

平成30年3月13日（火）から平成30年3月20日（火）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 配布場所

静岡県清水港管理局のホームページ上にて配布する。

（アドレス： 静岡県清水港管理局HP <http://www.portofshimizu.com>）

(3) 配布方法

ホームページからダウンロードするものとする。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、平成30年3月23日（金）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、平成30年3月26日（月）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じとする。

8 設計図書等に対する質問受付

(1) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、入札執行者に対して設計図書等の不明点について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、平成30年3月20日（火）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。提出先は、上記2に同じとする。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、平成30年3月23日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成30年3月27日（火）午前11時00分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市清水区日の出町9-25 静岡県清水港管理局 5階団体会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(7) その他

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参し、提出すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、2回を限度とする。

10 支払条件

月ごとの分割払いとする。

11 その他

(1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る平成30年度静岡県予算の成立を条件とするので、予算が成立しない場合は入札の執行を取りやめる。

(2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 現場説明会は行わない。

(6) その他詳細不明の点については、静岡県清水港管理局総務課（電話番号054-353-2201）に照会すること。